

最高裁秘書第2639号

令和3年9月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

7月30日付け（8月2日受付，第030403号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「①株主総会議事録閲覧謄写請求事件・②計算書類閲覧謄写請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「覚醒剤取締法違反，大麻取締法違反，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律違反被告事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

①株主総会議事録閲覧謄写請求事件・②計算書類閲覧謄写請求事件に

ついて

事案の概要

原告（①事件被上告人・②事件上告人）は、被告（①事件上告人・②事件被上告人）の株式併合により自己の有する株式（以下「本件株式」という。）が1株に満たない端数となるとして、被告に対し、会社法182条の4第1項に基づき、本件株式の買取請求をした。原告は、本件株式につき、被告から同法182条の5第5項に基づく支払を受けているが、原審の口頭弁論終結時において、本件株式の価格の決定はされていない。

本件は、原告が、被告に対し、原告は本件株式の価格の支払請求権を有しており被告の債権者に当たるなどと主張して、同法318条4項に基づき株主総会議事録の閲覧及び謄写を求める事案（①事件）、及び同法442条3項に基づき計算書類等の閲覧等を求める事案（②事件）である。

〔参照条文〕

会社法182条の4第1項「株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる。」

同法182条の5第5項「株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。」

同法318条4項「株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。1 第1項の議事録（※株主総会議事録）が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求」

同法442条3項「株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。（中略）1 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 2 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求」

原判決と争点

◇ ①事件の原判決は、原告の上記請求を認容したが、②事件の原判決は、本件株式の価格が会社法182条の5第5項に基づく支払の額を上回るとは認められないから、原告は同法442条3項にいう債権者に当たるとはいえないとして、原告の上記請求を棄却すべきものとした。

◇ 最高裁における争点は、原告が会社法318条4項及び同法442条3項にいう債権者に当たるか否かである。原告は、本件株式の価格はまだ決定されていないから、原告が上記債権者に当たることに変わりはないと主張している。

覚醒剤取締法違反，大麻取締法違反，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律違反被告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は，被告人が，①大麻及び指定薬物を所持し，②覚醒剤を自己使用し，③覚醒剤，大麻及び指定薬物（以下，併せて「本件薬物」という。）を所持したとされる事案である。②③事件について捜査手続の適法性等が争われている。
- ◇ 警察官が，職務質問を行うため，被告人運転車両（以下「本件車両」という。）を停車させ，被告人を留め置いている間に，本件車両内にチャック付きビニール袋があることが確認された旨の疎明資料を作成して本件車両等に対する捜索差押許可状及び強制採尿令状を請求し，その発付を受けた。本件車両内から本件薬物が押収され，被告人の尿から覚醒剤が検出された。
- ◇ 捜査手続の適法性との関係で，上記疎明資料に記載されたチャック付きビニール袋は本件車両内にもともとあったか否かなどが問題となっている。

第1審判決及び原判決について

- ◇ 第1審は，チャック付きビニール袋が本件車両内にもともとなかった疑いは払拭できないと判断して，本件薬物並びに本件薬物及び被告人の尿の鑑定書の証拠能力を否定し，②③事件について被告人を無罪とした。これに対し，検察官及び被告人の双方が控訴した。
- ◇ 原審は，チャック付きビニール袋が本件車両内にもともとなかった疑いは残るが，上記各証拠の証拠能力は肯定できるとして，第1審判決を破棄し，第1審裁判所に差し戻した。これに対し，被告人が上告した。

[参考] 最高裁昭和53年9月7日第一小法廷判決・刑集32巻6号1672頁

証拠物の押収等の手続に令状主義の精神を没却するような重大な違法があり，これを証拠として許容することが，将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でない認められる場合においては，その証拠能力は否定されるものと解すべきである。

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、株式会社である上告人（第1審原告）が、会計限定監査役（監査の範囲が会計に関するものに限定されている監査役）であった被上告人（第1審被告）に対し、被上告人がその任務を怠ったことにより、上告人の従業員による継続的な横領の発覚が遅れて損害が生じたと主張して、会社法423条1項に基づき、損害賠償を請求する事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、会計限定監査役は、会計帳簿の信頼性欠如が容易に判明可能であったなどの特段の事情がない限り、会計帳簿の内容を信頼して監査することで足りるとした上で、本件においては、上記特段の事情はなく、監査において計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認した被上告人はその任務を怠ってはいないとして、被上告人に対する請求を棄却した。
- ◇ 本件においては、会計限定監査役は、上記特段の事情がない限り、会計帳簿の内容を信頼して監査することで足りるとした原審の判断の当否が争われている。